

1. 令和8年度税制改正に伴う通勤手当の非課税限度額の見直し

令和8年度税制改正により、通勤手当の非課税限度額が見直されました。今回の改正は、主に自動車や自転車などの交通用具を利用して通勤する従業員が対象です。令和8年4月1日以後に支払われる通勤手当から適用され、主な変更点は以下のとおりです。

- 片道65km以上の遠距離通勤者に対する非課税限度額の引上げ

	改正後	改正前
通勤距離（片道）	1か月当たりの合理的な運賃等の額 （最高限度 150,000円）	
片道55km以上 65km未満	38,700円	38,700円
片道65km以上 75km未満	45,700円	
片道75km以上 85km未満	52,700円	
片道85km以上 95km未満	59,600円	
片道95km以上	66,400円	

- 一定の要件を満たす駐車場・駐輪場等の利用料金について、月額5,000円を上限として非課税限度額への加算が可能に

なお、電車やバスなどの公共交通機関のみを利用する場合の非課税限度額（月15万円）に変更はありません。

2. 年末調整関係書類の様式変更について

令和8年度税制改正に伴い、令和8年分の年末調整で使用する各種申告書の様式変更が予定されています。主な変更内容は、基礎控除額の見直し、特定親族特別控除の創設、23歳未満の扶養親族に係る生命保険料控除の特例への対応などです。これに伴い、以下の申告書について記載内容や計算欄の見直しが予定されています。

「基礎控除申告書」

「配偶者控除等申告書」

「特定親族特別控除申告書」

「保険料控除申告書」

国税庁から確定版様式が公表され次第、年末調整に向けたご案内や必要な対応について改めてお知らせいたします。

3. 短時間労働者の社会保険の加入条件が変わります

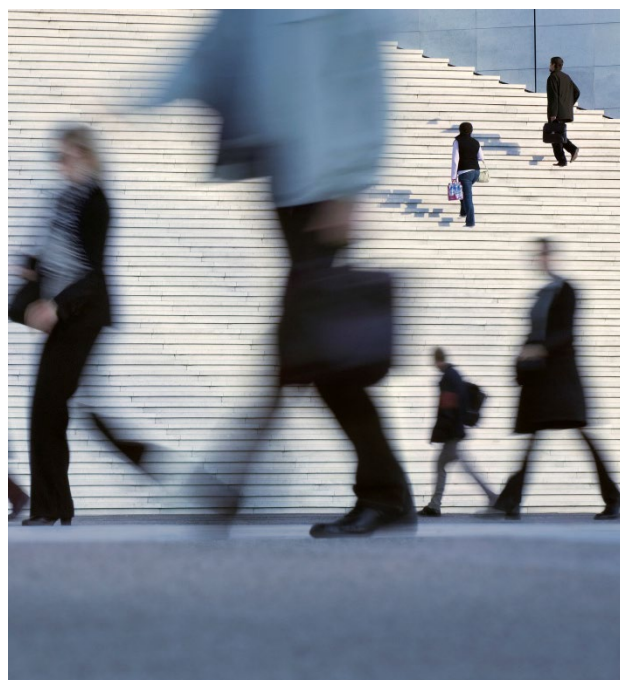
これまで、短時間労働者*が社会保険に加入するためには、以下のすべての要件を満たす必要がありました。2026年10月の法改正により、③「所定内賃金が月額8.8万円以上である」の要件が廃止され、①・②・④・⑤を満たす場合は社会保険の加入対象となります。

*短時間労働者：特定適用事業所で働く諸条件を満たした健康保険・厚生年金保険の加入対象者

- ① 勤務先の企業規模が51人以上
- ② 週の所定労働時間が20時間以上である
- ③ 所定内賃金が月額8.8万円以上である ←廃止
- ④ 学生ではない
- ⑤ 2ヶ月を超える雇用見込みがある

また、経過措置として、対象となる従業員の社会保険料負担を軽減する「保険料調整制度」が設けられています。

[保険料調整制度のご案内 | 日本年金機構](#)



4. 育児休業等給付の申請手続きが変わります

令和8年8月1日から育児休業等給付の申請手続きが変わります。いずれも手続きの早期化、簡略化を目的とした変更です。

1. 出生時育児休業給付金：申請時に申告する「賃金」のルールが変わります

従来	出生時育児休業期間を 対象として支払われた賃金
見直し後	出生時育児休業期間中に 支払日のある賃金

*「出生時育児休業給付金」とはいわゆる「産後パパ育児」のことです。

→これにより申請手続きを従来よりも前倒しで行うことが可能になります。（ただし給与計算の締め支払いによって変わってきます）

2. 出生後休業支援給付金：母親からの申請時の確認書類がシンプルになります

- 配偶者の氏名および生年月日が記載された母子健康手帳の写しで確認可能になります。
- 母子健康手帳の写しで上記の内容を確認できない場合は、これまでどおり世帯全員が記載された住民票等の提出を求められることがあります。

3. 育児時短就業給付：支給要件の確認方法が見直されます

- 母子健康手帳の写し等の再提出が不要になります
- 賃金証明書の一部記載を省略できるようになります
- フレックスタイム制、労変形労働時間制、シフト制の労働時間制度の適用を受ける被保険者について、週所定労働時間の計算方法を一部見直します
- 育児時短就業期間等に係る証明書（様式例）の改訂を行い、育児時短就業開始日及び週所定労働時間の確認書類として提出することができるようになります
- 時短前後の週所定労働時間の確認書類について、賃金台帳等と同様に、照合省略対象事業主等については関係書類との照合を省略できるようにします

詳細は下記リンク先を参照ください。
[育児休業等給付について | 厚生労働省](#)

5. iDeCoの改正があります

1. 下記に該当する人たちはiDeCoの加入可能年齢が70歳まで引き上がります。

- iDeCo加入者
- iDeCo運用指図者
- 企業年金からiDeCoに資産を移換する者

上記の①～③のいずれかに該当する国民年金被保険者以外の者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者

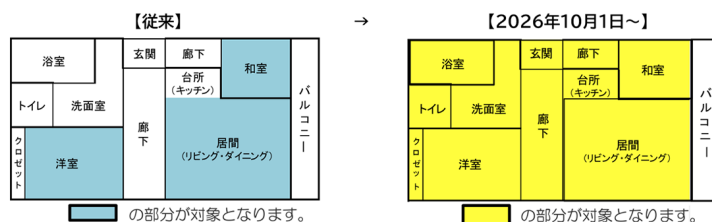
2. iDeCo・企業型DC・国民年金基金の拠出限度額の引き上げられます。

iDeCo・企業型DC・国民年金基金の拠出限度額が引き上げられます。第2号加入者のiDeCoの拠出限度額について企業年金と共通の拠出限度額に一本化したうえでこの共通拠出限度額について、月額6.2万円に引き上げられます。第1号加入者のiDeCoと国民年金基金との共通拠出限度額について、月額7.5万円に引き上げられます。

企業型DCに関するサポートをご希望の場合は、弊社までお問い合わせください。

6. 社会保険における現物給与（住宅）の評価方法が変更する予定です

2026年10月1日より、社会保険上の住宅に係る現物給与額の計算方法が変更されます。現在は、浴室およびトイレを除いた居住スペースの畳数を基準として現物給与額を算定しています。しかし、改正後は、住宅の総床面積（平方メートル）を基準として現物給与額を算定する方法に変更されます。そのため、2026年10月1日以降は、住宅の現物給与額が新しい算定基準に基づいて決定されることになります。



Forvis Mazars in Japan

ペイロール ニュースレター: 2026年10月～12月

【お知らせ】

A. 2026年 年間スケジュール

項目	時期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
労働保険料率 (雇用保険・労災保険) 見直し	2026/4/1												
子ども・子育て支援金徴収開始	2026/4給与～												
2026年新しい税額での 住民税控除開始	2026/6給与～												
労働保険年度更新	2026/6/1～2026/7/10												
健康保険・厚生年金定時改定 (算定基礎届)	2026/6/1～2026/7/10												
2026年年末調整準備期間	2026年10月下旬から 案内予定												

年末調整関連

健康保険・厚生年金関連

労働保険関連

B. APAC Payroll Essentials 2026 (APAC各国のペイロールガイドブック)

アジア太平洋地域における給与業務の効率化および法令遵守を支援するために作成された「APAC Payroll Essentials 2026」ガイドブックの最新版がリリースされました。

本ガイドブックでは、各国・地域ごとに以下の内容を網羅的に解説しています：

- ・ 各国・地域の基本情報
- ・ 必要な登録手続き
- ・ 就労ビザ要件
- ・ 雇用契約および社内ポリシー
- ・ 入社時の対応事項
- ・ 報酬、給与および各種手当
- ・ 社会保険・退職制度
- ・ 雇用終了時の対応

ガイドブックはこちらからダウンロードいただけます：[APAC Payroll Essentials 2026](#)

Contact:

ご不明点や追加情報のご要望がございましたら、Forvis Mazars in Japan の担当チームまでお問い合わせください。